

はままつくらしの情報



えらっく

営利目的のチケット転売は違法です
チケット転売サイトの利用は慎重に！

2023. 11
編集・発行
浜松市くらしのセンター
〒432-8032
浜松市中区海老塚町51-1
【電話相談】
市民相談 457-2025
交通事故相談 457-2233
消費生活相談 457-2205

様々な理由で行けなくなったコンサートやイベントのチケットを他の人に売る転売サイト。チケットを有効活用する手段として人気があります。しかし、高額転売や転売禁止のチケット販売、詐欺行為などのトラブル事例も見られます。今月号では、チケット転売サイトに関する相談事例とアドバイスを紹介します。



◆ 事例1 高額なライブチケットを購入したが・・・

検索サイトで一番上に表示されたサイトにアクセスし、2枚約4万円のチケットを購入した。購入後、このサイトを検索したところ、海外の転売仲介サイトだった。本当にチケットが届くのかも怪しいので、キャンセルしたい。(20歳代)



◆ 事例2 チケットを譲り受けるために送金したが・・・

SNS で個人からチケットを譲り受けるために2枚5万円をコード決済サービス※で送金した。不安だったため、あらかじめ相手の住所等個人情報を聞き確認したが、送金した直後にSNSをブロックされ、連絡が取れなくなった。返金をしてほしい。(10歳代)

※コード決済サービス: 対面支払い(レジ)でQRコードやバーコードを使用するキャッシュレス決済

◆ ひとことアドバイス

- チケットは、主催者や主催者の許可を得たプレイガイドなどの正規販売ルートから購入しましょう。Webサイトを検索する際は、転売仲介サイトでないか、連絡先が明示されているかなどを確認してから利用しましょう。
- 転売仲介サイトで購入する前に転売禁止ではないかなど、公式ホームページの情報を確認するようにしましょう。
- 不正転売は違法行為として、懲役刑や罰金を科されることがあります。不正転売は絶対にしないようにしましょう。
- 困った時、不安に思った時、トラブルにあった時は、浜松市くらしのセンター等に相談しましょう。

(浜松市くらしのセンター: 457-2205、消費者ホットライン188)

【参考・引用】発表情報(2023年10月11日公表) 発行:独立行政法人国民生活センター



くらしのセンターご案内

こちらへ



消費者ホットラインご案内

こちらへ



エシカルコラム Vol.83 エシカル消費



消費行動は日常生活と密接に関係し、私たち消費者と社会をつないでいます。このため、消費者一人一人の行動は社会に大きな影響を与え、社会を変えていくことにつながります。

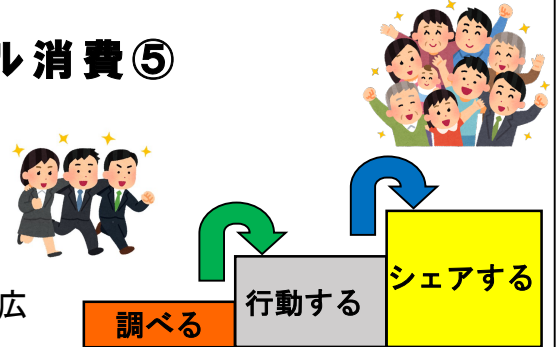
今回は、エシカル消費を未来につなげていくためにどのようなことができるのかについて紹介します。

未来につながるエシカル消費⑤

◎すぐに始められるアクション

エシカル消費のために、すぐに始められるアクション「3ステップ」を紹介します。

エシカル消費の輪が広がることは、社会に笑顔の輪が広がることにつながります。



○ステップ1 調べる

パンフレットにある言葉や問題の背景を調べて、新たな発見をしましょう。

ポイントは、企業や行政機関のウェブサイトなど信用できる情報を参照することです。



○ステップ2 行動する

調べたら、行動に移してみましよう。お店で認証ラベルのある商品や、長く使える商品を選ぶようにしましょう。

買い物をするときは、必要なものだけを買うようにしましょう。



○ステップ3 他の人とシェアする

良い情報はみんな知りたいもの。家族や友人に話したり、インターネットでシェアしたりして、気付きを増やしていきましょう。



(次号に続きます)

【参考・引用】消費者庁発行パンフレット「みんなの未来に エシカル消費」

主要生活物資価格調査結果は、総務省統計局が実施している「小売物価統計調査」をご覧ください(<https://www.stat.go.jp/data/kouri/doukou/index.html>)



消費者庁イラスト集より